



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
10月16日(金)
第746号

目 次

告 示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	723
○准看護師試験の実施	724
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	725
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	725
○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止	726
○介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止	727
○認定こども園の認定の要件を定める条例別表の4の項の知事が別に定める基準並びに同表5の項及び6の項の知事が別に定める事項の廃止	728
○全国歯科医師国民健康保険組合規約の変更の認可	728
○予定保安林	729
○地籍調査の成果の認証	730
○土地改良区定款変更の認可	730
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	730

公 告

○基本測量の実施	730
○公共測量の実施	731
○同	731
○開発行為の工事完了	731

告 示

栃木県告示第483号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和 8（2026）年度分の補助金等から適用する。

令和 8（2026）年10月16日

栃木県知事 福田 富 一

保健福祉部の部医療政策課の款に次のように加える。

医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業費補助金	I C T機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る医療機関に対して必要な経費を支援することで、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図る。	業務効率化に資するI C T機器等の導入及びそれに附随する費用	知事が別に定める額	知事が別に定める者
------------------------------	--	---------------------------------	-----------	-----------

(医療政策課)

栃木県告示第 484 号

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定に基づく第 76 回准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）第 19 条の規定により告示する。

令和 8（2026）年 10 月 16 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験期日

令和 9（2027）年 2 月 7 日（日）

2 試験場所

宇都宮市陽南 4 丁目 2-1 栃木県立衛生福祉大学校

3 願書の提出期間

(1) 提出期間

令和 8（2026）年 12 月 7 日（月）から同月 10 日（木）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで
（郵送の場合は、簡易書留にて令和 8（2026）年 12 月 10 日（木）までの消印有効）

(2) 提出場所

〒320-8501 宇都宮市埴田 1 丁目 1-20

栃木県保健福祉部保健福祉課保健看護人材担当 電話 028（623）3152

4 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

保健師助産師看護師法第 22 条各号のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当する者）とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（令和 9（2027）年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和 9（2027）年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和 9（2027）年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和 9（2027）年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和 9（2027）年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第 5 条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第 5 条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

(1) 第 76 回栃木県准看護師試験願書

(2) 第 76 回栃木県准看護師試験写真票・受験票

出願前 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付けること。

(3) 受験資格を証する書類

ア 5 の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、令和 9（2027）

年 3 月 3 日 (水) 17 時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業 (修業) 確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業 (修業) 確定証明書を提出した者については、令和 9 (2027) 年 3 月12日 (金) 17 時までに卒業等証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業 (修業) 確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果の如何にかかわらず当該者に係る試験を無効とする。

なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書は一連名簿で提出しても差し支えない。

イ 5 の(6)又は(7)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し

7 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、本人又は学校若しくは養成所に受験票を送付する。

(保健福祉課)

栃木県告示第485号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970501763	有限会社瑠璃の里 代表取締役 安生 智基	ヘルパーステーション るりの里	鹿沼市麻苧町 1559-1	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	訪問介護
0960490183	株式会社 P r e s s i n g & C o 代表取締役 新井 智之	訪問看護ステーションぷらす	佐野市植下町605 番地 7	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	訪問看護
0960590065	有限会社瑠璃の里 代表取締役 安生 智基	訪問看護ステーション るりの里	鹿沼市麻苧町 1559-1	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	訪問看護
0970501771	有限会社瑠璃の里 代表取締役 安生 智基	デイサービス るりの里	鹿沼市麻苧町 1559-1	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	通所介護
0970302550	医療法人木水会 理事長 小松原 利英	ショートステイ八州苑	栃木市藤岡町太田 1395	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	短期入所生活介護

栃木県告示第486号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		

0960490183	株式会社 P r e s s i n g & C o 代表取締役 新井 智之	訪問看護ステー ションぷらす	佐野市植下町605 番地 7	令 和 8 (2026) 年 10月 1 日	介護予防訪 問看護
0960590065	有限会社瑠璃の里 代表取締役 安生 智基	訪問看護ステー ション るりの里	鹿沼市麻苧町 1559- 1	令 和 8 (2026) 年 10月 1 日	介護予防訪 問看護
0970302550	医療法人木水会 理事長 小松原 利英	ショートステイ八 州苑	栃木市藤岡町太田 1395	令 和 8 (2026) 年 10月 1 日	介護予防短 期入所生活 介護

栃木県告示第487号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026）年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指定居宅サービス事業所		廃 止 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		
0950380022	社会福祉法人星風会 理事長 早川 武憲	介護老人保健施設 ノイエシュテルン	栃木市惣社町138 番地	令 和 8 (2026) 年 7月31日	通所リハビ リテーショ ン
0970301644	石川商事株式会社 代表取締役 栃木 佑太	石川商事株式会社	栃木市昭和町 2 番 8 号	令 和 8 (2026) 年 7月31日	福祉用具貸 与
0970301644	石川商事株式会社 代表取締役 栃木 佑太	石川商事株式会社	栃木市昭和町 2 番 8 号	令 和 8 (2026) 年 7月31日	特定福祉用 具販売
0970203980	合同会社M 代表社員 木村 信之	訪問看護 メル シー	足利市葉鹿町二丁 目17番地12	令 和 8 (2026) 年 8月14日	訪問看護
0970803292	ウエルシア介護サービス 株式会社 代表取締役 松沼 哲哉	ウエルシア介護 サービス小山	小山市城東五丁目 2-2 海老原ビ ル 1 階	令 和 8 (2026) 年 8月31日	訪問介護
0970900940	ウエルシア介護サービス 株式会社 代表取締役 松沼 哲哉	ウエルシア介護 サービス真岡	真岡市亀山一丁目 6 番地 2 磯貝住 宅 B 号	令 和 8 (2026) 年 8月31日	訪問介護
0971000104	株式会社ニチイ学館 代表取締役社長 中川 創太	ニチイケアセン ター大田原	大田原市佐久山 3227番地	令 和 8 (2026) 年 8月31日	訪問介護
0970803227	ウエルシア介護サービス 株式会社 代表取締役	ウエルシア介護 サービス小山	小山市城東五丁目 2-2 海老原ビ ル 1 階	令 和 8 (2026) 年 8月31日	訪問入浴介 護

	松沼 哲哉				
0970900908	ウエルシア介護サービス株式会社 代表取締役 松沼 哲哉	ウエルシア介護サービス真岡	真岡市亀山一丁目6番地2 磯貝住宅B号	令和 8 (2026) 年 8月31日	訪問入浴介護
0950780023	社団医療法人 英静会 理事長 森 亮善	老人保健施設ヴィラフォーレスタ (森の家)	日光市根室字十石尻607番地5	令和 8 (2026) 年 8月31日	訪問リハビリテーション
0971301486	合同会社きらきらり 代表社員 菅野 冷子	ケアセンターきららりん	那須塩原市鍋掛1476-139	令和 8 (2026) 年 8月31日	通所介護
0971301536	株式会社クローバー 代表取締役 和知 克憲	訪問介護事業所えがお	那須塩原市埼玉6番地1619	令和 8 (2026) 年 9月1日	訪問介護
0971200209	有限会社ライフサポート 遊歩 代表取締役 高久 正行	デイサービスセンターライフサポート遊歩	那須塩原市豊浦10番地129	令和 8 (2026) 年 9月20日	通所介護
0970401816	株式会社パワーライフサポート 代表取締役 渡邊 和裕	ヘルパーステーションふわり	佐野市小中町1255番1	令和 8 (2026) 年 9月30日	訪問介護
0970501433	株式会社パワーライフサポート 代表取締役 渡邊 和裕	ヘルパーステーション るりの里	鹿沼市麻苧町1559番地1	令和 8 (2026) 年 9月30日	訪問介護
0970501466	株式会社パワーライフサポート 代表取締役 渡邊 和裕	訪問看護ステーション るりの里	鹿沼市麻苧町1559番地1	令和 8 (2026) 年 9月30日	訪問看護
0970501649	株式会社パワーライフサポート 代表取締役 渡邊 和裕	デイサービス るりの里	鹿沼市麻苧町1559番地1	令和 8 (2026) 年 9月30日	通所介護
0970700118	社会福祉法人 三光会 理事長 松田 圭助	デイサービスセンター 誠心園	日光市倉ヶ崎605番地7	令和 8 (2026) 年 9月30日	通所介護
0971500210	社会福祉法人敬愛会 理事長 滝田 勇人	J O Y Sフィットネスクラブ	那須烏山市田野倉48番7	令和 8 (2026) 年 9月30日	通所介護

栃木県告示第488号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0950380022	社会福祉法人星風会 理事長 早川 武憲	介護老人保健施設 ノイエシュテルン	栃木市惣社町138 番地	令和 8 (2026) 年 7月31日	介護予防通 所リハビリ テーション
0970301644	石川商事株式会社 代表取締役 栃木 佑太	石川商事株式会社	栃木市昭和町2番 8号	令和 8 (2026) 年 7月31日	介護予防福 祉用具貸与
0970301644	石川商事株式会社 代表取締役 栃木 佑太	石川商事株式会社	栃木市昭和町2番 8号	令和 8 (2026) 年 7月31日	特定介護予 防福祉用具 販売
0970203980	合同会社M 代表社員 木村 信之	訪問看護メル シー	足利市葉鹿町二丁 目17番地12	令和 8 (2026) 年 8月14日	介護予防訪 問看護
0970803227	ウエルシア介護サービス 株式会社 代表取締役 松沼 哲哉	ウエルシア介護 サービス小山	小山市城東五丁目 2-2 海老原ビ ル1階	令和 8 (2026) 年 8月31日	介護予防訪 問入浴介護
0970900908	ウエルシア介護サービス 株式会社 代表取締役 松沼 哲哉	ウエルシア介護 サービス真岡	真岡市亀山一丁目 6番地2 磯貝住 宅B号	令和 8 (2026) 年 8月31日	介護予防訪 問入浴介護
0950780023	社団医療法人 英静会 理事長 森 亮善	老人保健施設ヴィ ラフォーレスタ (森の家)	日光市根室字十石 尻607番地5	令和 8 (2026) 年 8月31日	介護予防訪 問リハビリ テーション
0970501466	株式会社パワーライフサ ポート 代表取締役 渡邊 和裕	訪問看護ステー ション るりの里	鹿沼市麻苧町1559 番地1	令和 8 (2026) 年 9月30日	介護予防訪 問看護

(高齢対策課)

栃木県告示第489号

認定こども園の認定の要件を定める条例別表の4の項の知事が別に定める基準並びに同表5の項及び6の項の知事が別に定める事項（平成18年栃木県告示第829号）は、廃止する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

(こども政策課)

栃木県告示第490号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、全国歯科医師国民健康保険組合理約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

1 変更事項

組合の地区

次の地区を追加する。

茨城県のうち下妻市、東京都のうち中央区、神奈川県のうち川崎市

2 認可年月日

令和 8 (2026) 年10月 6 日

(健康長寿推進課)

栃木県告示第491号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市仙波町字中引沢3541から3543まで、字小拍子3544- 1 から3544- 3 まで、3545- 1 から3545-13まで、3545-15、3546、字原3547から3550まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小拍子3545- 1 ・3545- 9 ・3545-11・3545-13（以上 4 筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

栃木市西方町真名字真上入2688- 1 （次の図に示す部分に限る。）、2689

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字真上入2688- 1 （次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第492号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 （2026） 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称	調 査 区 域	認 証 年 月 日
那須町	令和 4 （2022） 年度から 令和 5 （2023） 年度まで	那須町大字高久甲の一部（新高久Ⅱ地区）の 地籍図及び地籍簿	那須町大字高久甲の一部	令和 8 （2026） 年 10月 6 日

（農村振興課）

栃木県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 （2026） 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
泉 地 区 土 地 改 良 区	令和 8 （2026） 年10月 2 日

（農地整備課）

栃木県告示第494号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026） 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
業務を行う事務所の所在地	岡山県岡山市北区内山下 1 丁目 3 番 19号	岡山県岡山市北区磨屋町 3 番10号

- 3 変更年月日
令和 8 （2026） 年11月 2 日

（建築指導課）

公 告

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知

があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 作業地域
日光市
- 作業期間
令和 8 (2026) 年10月 1 日から同年12月28日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、宇都宮地方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第 1 項地図作成）
- 作業地域
下野市石橋、上大領、大松山一丁目の各一部
- 作業期間
令和 8 (2026) 年11月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、利根川上流河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
公共測量 数値写真（デジタル）
- 作業地域
渡良瀬遊水地周辺（利根川上流河川事務所管内）
- 作業期間
令和 8 (2026) 年10月13日から令和 9 (2027) 年 3 月31日まで

（監理課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年10月16日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上蒲生字十三塚2212番 1	宇都宮市大通り四丁目 3 番18号	グランディハウス株式会社

塩谷郡高根沢町大字栗ヶ島字谷中34番 2	塩谷郡高根沢町光陽台四丁目 6 番地 4 サンビレッジ光陽台十参番館103	福 田 美 紗 枝 福 田 憲 人
----------------------	--	----------------------

(都市政策課)